

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成28年9月1日 No. 780

労働基準情報

岩手

September

9
2016



『送電線の行方(八幡平市)』 写真:真館弘治

健康職場 つくるまもるは みんなが主役

(全国労働衛生週間スローガン)

〔目次〕

全国労働衛生週間準備月間(9月)	2
過重労働解消のためのセミナー	3
女性活躍推進法に基づくえるほし企業及び 次世代育成支援対策推進法に基づくるみん企業を認定 ...	4
事業主の皆さまへ、クエスチョン	5
平成27年度 個別労働紛争解決制度施行状況(その2) ...	6
メンタルヘルスとコミュニケーション⑥	8
インフォメーション、死亡災害速報	9
講習会のお知らせ	10・11



9月は全国労働衛生週間準備期間です。職場の改善、健康管理に取り組みましょう。

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

(平成28年度全国労働衛生週間スローガン)

全国労働衛生週間(10月1日から7日まで)は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第67回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康を巡る状況を見ると、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策の重要な課題に加え、業務上疾病の6割を占める腰痛対策及び熱中症対策、さらには、特定化学物質障害予防規則等の対象となっていない化学物質を原因とするがんなどの遅発性の疾病による労災事案の発生等が重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策のより一層の充実、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然に防止するための仕組みを充実させることとしています。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開されることとなりました。

本週間を契機として、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図りましょう！

準備期間中(9月1日から9月30日まで)の各職場で実施する事項は次のとおりです。

- | | |
|---|--|
| ア ストレスチェック制度の確実な実施 | ツ 粉じん障害防止対策の徹底 |
| イ SDS交付義務対象物質のリスクアセスメントの着実な実施 | テ 熱中症予防対策の徹底 |
| ウ 職場における受動喫煙防止対策の推進 | ト 電離放射線障害防止対策の徹底 |
| エ 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立支援対策の推進 | ナ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底 |
| オ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進 | ニ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底 |
| カ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進 | ヌ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進 |
| キ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 | ネ 化学物質による健康障害防止対策等の徹底 |
| ク 溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止 | ノ 石綿障害予防対策の徹底 |
| ケ 労働衛生管理体制の確立と労働衛生管理活動の活性化 | ハ 酸素欠乏症等の防止対策の推進 |
| コ 作業環境管理の推進 | ヒ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進 |
| サ 作業管理の推進 | フ 平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進 |
| シ 健康管理の推進 | |
| ス 労働衛生教育の推進 | |
| セ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施 | |
| ソ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進 | |
| タ 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進 | |
| チ 職場における感染症(ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する理解と取組の促進 | |

本週間中(10月1日から7日まで)に各職場で実施する事項は次のとおりです。

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

平成28年度厚生労働省委託事業

過重労働解消のためのセミナー



ワーク・ライフ・バランスで社員もイキイキ

させてみませんか？

業績をアップ



過重労働の解消を図るためには、各企業において自主的に、「長時間労働の削減」「労働時間管理」「健康障害防止対策」といった取組を進めることが重要です。本セミナーでは、労働基準法を中心とした過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、実際に取り組める事例の紹介などを盛り込み、詳しく解説します。

残業時間を減らして

参加費
無料

各回定員
100名
事前予約制
(先着順)

受講対象者 事業主の方、企業の人事労務担当責任者の方など

内容

過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介など

カリキュラム	項目	プログラム【150分程度を予定しています】
開始	セミナー概要、配布資料の確認	開講の挨拶・講師紹介
講義	チェックシートによる自社分析	セミナーの中で、過重労働防止対策のポイントを効果的に学べるように、自社の「過重労働状況」を分析
	(1)「過重労働」の現状と企業経営に与える影響	脳・心臓疾患、精神障害の労災補償状況から見る、過重労働の現状を説明 過重労働防止対策に取り組まない場合に、どのような影響があるかを紹介・解説
	(2) 過重労働防止対策に必要な知識	「労働基準法」「労働安全衛生法」「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」等、 過重労働防止対策に取り組む上で、事業主及び人事労務担当者が知っておくべき法令等を紹介・解説
	(3) 陥りがちな違法行為	典型的な違法事例である①「違法な時間外労働」②「賃金不払残業」などの身近な問題や、 ③「過重労働による健康障害防止措置の不実施」などを紹介・解説
	(4) 事業主等に求められる措置	過重労働防止対策に取り組む上で、事業主と人事労務担当者求められる措置を解説
	(5) 過重労働に関する改善取組事例の紹介	過重労働防止に向けた取組事例の紹介・解説
まとめ		総括・アンケートの記入および回収



セミナーでは、過重労働解消の取組事例を紹介します。

企業がどのように課題解決を行なったのか、そのプロセスや改善後の状況、業績に与える影響などについて、テキストには記載されていない具体的な取り組みの例を講師がご紹介いたします。奮ってご参加下さい！

過重労働解消のためのセミナー参加申込書

FAX. 03-5913-6409

参加日	11月9日(水) 14:00～16:30	会場名	大通会館リリオ (カルチャールーム)				
フリガナ		フリガナ		参加希望 人数	名		
氏 名		企業・ 団体名					
業 種		企業規模	10名未満	10～49名	50～99名	100～299名	300名以上
電 話	- -	e-mail	@				

※いずれかを○で囲む

**女性活躍推進法に基づく
えるぼし企業及び
次世代育成支援対策推進法に基づく
くるみん企業を認定**

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定・届出等を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業について、基準を満たす項目数に応じて3段階の厚生労働大臣の認定（えるぼし認定）を受けることができます。

また、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出、計画の目標の達成等、一定の基準を満たした場合、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。

岩手労働局が新たに認定したえるぼし認定企業1社及びくるみん認定企業2社の主な取組み状況は以下のとおりです。

[えるぼし認定企業]

株式会社東北銀行（認定3段階目）



評価項目1【採用】

男女別の採用における競争倍率が同程度

[達成状況]

- ・フリー行員（総合職）：女性:2.35倍、男性:2.00倍
- ・エリア行員（一般職）：女性:1.10倍、男性:2.00倍

評価項目2【継続就業】

「女性労働者の平均勤続年数÷男性労働者の平均勤続年数」が0.7以上

[達成状況]

- ・フリー行員：女性(A):18.4年、男性(B):18.1年
A/B=1.02
- ・エリア行員：女性(A):10.1年、男性(B):1.4年
A/B=7.21

評価項目3【労働時間等の働き方】

労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計の平均が、直近の事業年度の各月ごとにすべて45時間未満

[達成状況]

フリー行員の法定時間外労働及び法定休日労働：月平均3時間

評価項目4【管理職比率】

管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上

[達成状況] 28.8%（金融業、保険業平均7.2%）

評価項目5【多様なキャリアコース】

直近の3事業年度において、指定の4項目の中から2項目以上の実績を有する

[達成状況]

- ・女性の非正規社員から正社員への転換：17名
- ・女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換：5名

[くるみん認定企業]

社会福祉法人九戸福祉会
(2回目の認定)



1 届出目標の実施内容

- (1) ノー残業デーを設定し、段階的に日数を増やしたところ、定時で帰宅する職員が増えた。
- (2) 年間を通して計画的な年次有給休暇取得を促進することにより取得が進んだ。

2 その他、認定に必要な要件の実施内容

男性1名が育児休業を1か月間取得し、出産した女性の110%が育児休業を取得した。

[くるみん認定企業]

株式会社水清建設



1 届出目標の実施内容

- (1) 小学校就学前までの育児短時間勤務制度を平成26年6月から導入した。
- (2) 子ども1人当たり年間5日の看護休暇のうち、最初の3日間の有給休暇制度を平成26年6月から導入した結果、男性1名が取得した。
- (3) 高校生を対象に年2回、計4回のインターンシップの受け入れを行った。

2 その他、認定に必要な要件の実施内容

出産した女性1名が育児休業を取得（100%）した。



問合せ先 岩手労働局雇用環境・均等室
電話 019-604-3010

事業主の
皆さまへ

最低賃金の改正に対応した増額も助成金の支給対象となります！

非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充 ～キャリアアップ助成金が活用しやすくなります～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

賃金規定等改定（処遇改善コース）（ ）は中小企業以外の額です。

- 有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合
- すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が
 1人～3人：10万円（7.5万円） 4人～6人：20万円（15万円）
 7人～10人：30万円（20万円） 11人～100人：1人当たり 3万円（2万円）
 - 一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が
 1人～3人：5万円（3.5万円） 4人～6人：10万円（7.5万円）
 7人～10人：15万円（10万円） 11人～100人：1人当たり 1.5万円（1万円）
- ※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算

より利用しやすいように支給要件を緩和しました（平成28年8月5日～）

- ① **キャリアアップ計画書の提出期限の緩和**
 「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
 （人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）
- ② **賃金規定等の運用期間の緩和**
 「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、**新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば支給対象となります。**
- ③ **最低賃金との関係に係る要件緩和**
 「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「**最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと**」に変更しました。

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、**賃金額の定めがあれば支給対象**となります。

就業規則規定例

第〇条（賃金）
 契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、**新たに作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象**になります。

賃金規定等

○ 賃金規定

第〇条（賃金）
 賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
 第〇条（基本給）
 基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、
 ○級：〇〇円、○級：〇〇円、○級：〇〇円とする。

区分	金額（時給）
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円

○ 賃金一覧表

対象者	金額（時給）
Aさん	〇〇〇円
Bさん	〇〇〇円
Cさん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

Ｑ

『36協定はいつまで届出するの？』

Ｑ 当社では、労働基準監督署から「36協定は所轄労働基準監督署に事前に提出しなければならない」との指導を受けました。

労働基準法では、36協定届をはじめ、労働基準監督署に提出すべき書類が種々定められていますが、36協定届はいつまでに届け出なければならないのでしょうか。

Ａ 労働基準法第36条に基づく時間外・休日労働に関する協定届（以下「36協定」といいます。）は、事前に所轄労働基準監督署に提出する必要があります。

36協定は適法に時間外・休日労働を行わせるためには、必要不可欠なものです。36協定の有効期間開始後に提出したような場合は、既に行わせた時間外・休日労働は違法なものとなります。

いつまでに届出なければならないのかというご質問ですが、労働基準法第36条「書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合にお

いては」としており、行政手続法第37条に「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令で当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」との規定があります。事務所に到達することが要件とされていることから、36協定を郵便で提出する場合は、発送日時が有効期間開始前までであっても、届出義務が履行されたことにはならず、有効期間開始前までに所轄労働基準監督署に到達していることが必要となります。そのため、36協定は有効期限開始前までに所轄労働基準監督署に届け出ておくことが必要となります。

また、36協定は届け出て受理されなければその効力は発生しないということにも注意が必要です。

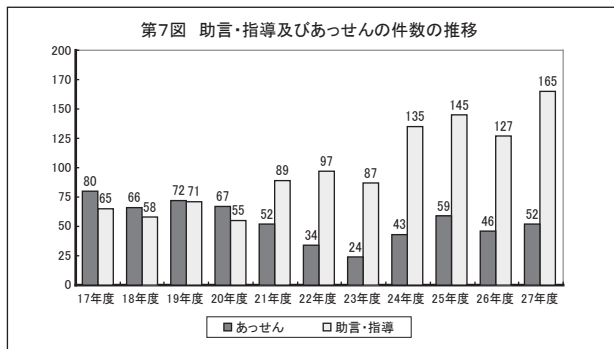
なお、届出は郵送のほか、直接持参する、インターネット利用による電子申請による方法がありますので、有効期間開始前までに所轄労働基準監督署に到達するように期日に余裕をもって届出を行うようにしてください。

Ⅱ 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの状況について

1 件数の推移 <助言・指導、あっせんとも増加>

助言・指導の申出件数は、制度創設（平成13年10月）から若干の変動はあるものの増加の基調がみられ、平成27年度は165件で前年度（127件）と比べて29.9%増加し、制度創設以来最も多い件数となった。

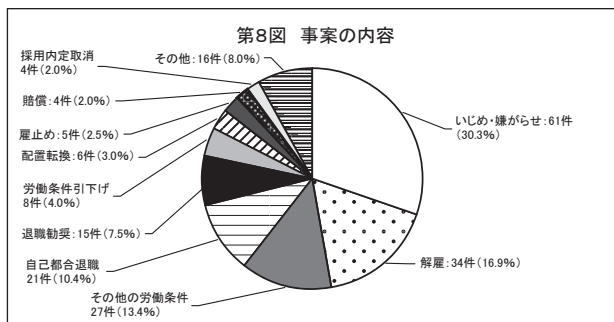
また、あっせんの申請件数は52件で前年度（46件）比13.0%増加した（第7図）。



2 助言・指導

(1) 事案の内容<「いじめ・嫌がらせ」が4年連続で最多>

助言・指導の事案の内容は、「いじめ・嫌がらせ」が61件（30.3%）で4年連続で最多、次いで「解雇」が34件（16.9%）、「その他の労働条件」が27件（13.4%）、「自己都合退職」が21件（10.4%）となっている（第8図）。



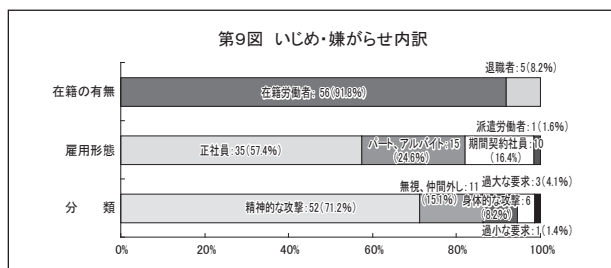
（注）1件の事案で複数の内容の場合は重複計上しており、各項目の総計は助言・指導件数とは一致しない。

(2) いじめ・嫌がらせの内訳 <申出は「在籍労働者」が9割を占める>

「いじめ・嫌がらせ」は、「在籍労働者」からの申出が91.8%（56件）を占め、在籍期間中のいじめ・嫌がらせの改善を求めるような助言・指導の申出が大半であった。

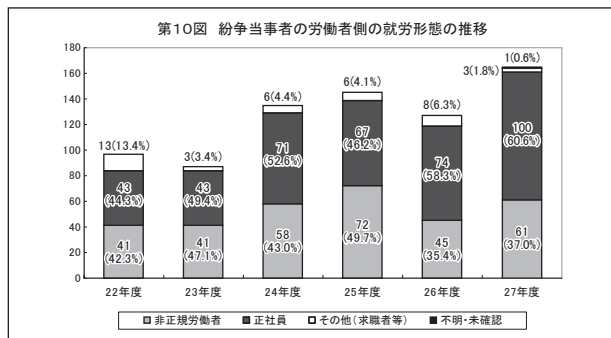
また、その内容は、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言など「精神的な攻撃」によるものが71.2%（52件）と大半を占め、次いで「無視、仲間外し」が15.1%（11件）、暴行、傷害など「身体的な攻撃」が8.2%（6件）、

「過大な要求」が4.1%（3件）、「過小な要求」が1.4%（1件）であった（第9図）。



(3) 制度の利用者について <ほとんどが労働者からの申し出>

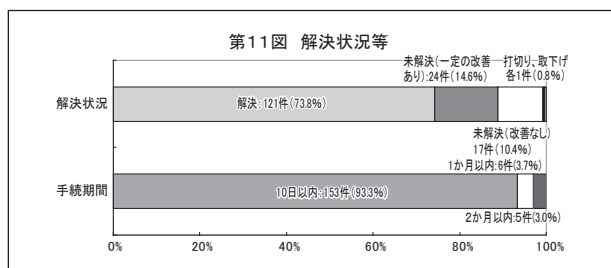
制度利用の申し出については、事業主からが1件のみと、ほとんどが労働者からの申し出であった。また、紛争当事者（労働者側）の就労形態を見ると、「正社員」が100人と6割以上を占めた（第10図）。



(4) 解決状況等 <約7割が解決し、手続はほとんどが10日以内に終了>

平成27年度中に手続を終了した助言・指導件数は164件で、そのうち121件が解決し、解決率が73.8%（前年度76.2%）となった。

また、153件（93.3%）が10日以内に全ての手続が終了している（第11図）。

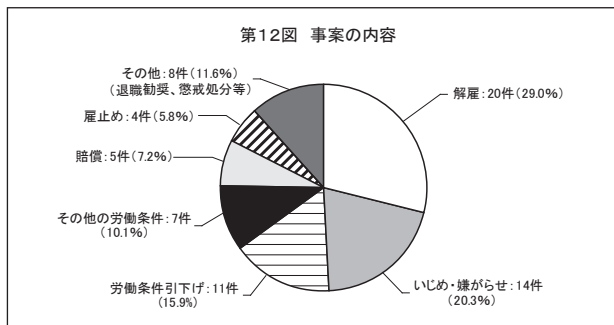


※ 助言・指導の解決事例は別添参照

3 あっせん

(1) 事案の内容 <「解雇」が「いじめ・嫌がらせ」を抜き最多>

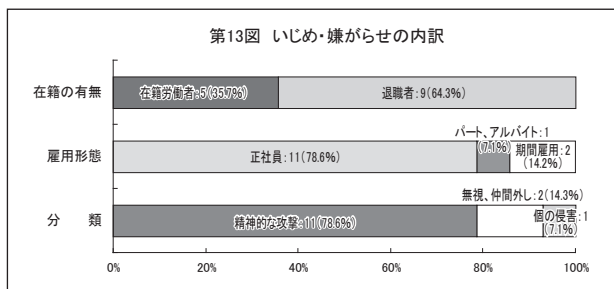
あっせんの内容は、「解雇」が20件（29.0%）で最も多く、次いで「いじめ・嫌がらせ」が14件（20.3%）、次いで「労働条件引下げ」が11件（15.9%）となり、これらの合計で全体の7割近くを占めた（第12図）。



(注) 1件の事案で複数の内容の場合は重複計上しており、各内容の総計はあっせん件数とは一致しない。

(2) いじめ・嫌がらせの内訳 <申請は「退職者」が6割以上を占める>

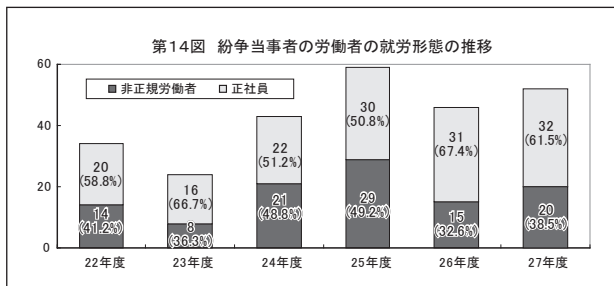
「いじめ・嫌がらせ」の内訳は、「退職者」による申請が64.3% (9件) を占め、退職後にいじめ・嫌がらせによる慰謝料等を求めるあっせんが多かった。また、その内容は、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言など「精神的な攻撃」によるものが78.6% (11件) と多くを占めた (第13図)。



(3) 制度の利用者について <正社員が6割以上を占める>

紛争当事者の労働者側の就労形態を見ると、「正社員」が61.5% (32人)、「非正規労働者」が38.5% (20人) と、「正社員」が6割以上を占めた (第14図)。

なお、労働者 (退職者を含む。) からの申請が51件 (98.1%) で事業主からの申請が1件 (1.9%) であった。

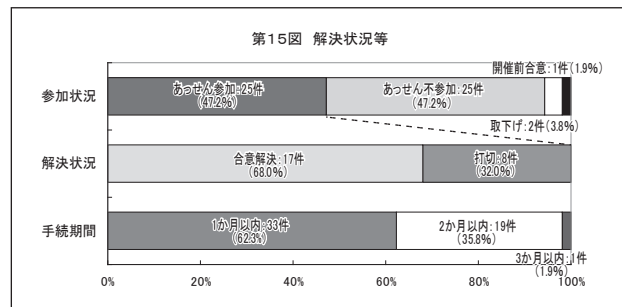


(4) 解決状況、処理日数 <68.0%が合意解決、ほとんど2か月以内に手続終了>

平成27年度中にあっせんの手続きを終了したものは53件で、申請の取下げがあった2件とあっせん開催前に合意解決した1件を除く残りの50件について、被申請人が参加したあっせん参加率は50.0% (25件)、あっせんにより解決した率は68.0% (17件) であった。

あった。

なお、2か月以内にほとんどの手続が終了し、「簡易・迅速・無料」という制度の特徴が活かされた結果となっている (第15図)。



※ あっせんの解決事例は別添参照

【備考】

【紛争調整委員会とは】

弁護士、大学教授等の労働問題の専門家である学識経験者によりあっせんを行うために組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されている。この紛争調整委員会の委員のうちから事案ごとに指名される3名のあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施するものである。

「助言・指導」及び「あっせん」の解決事例

「助言・指導」

事例1：いじめ・嫌がらせ (事業主の配慮により職場環境が改善)	
事案の概要	先輩労働者から常に文句を言われたり攻撃的な言い方をされ、体調をくずした。上司に相談したが、周りに迷惑を掛けたくないと言われ十分な対応をしてくれなかった。引き続き働き続けたいとして職場環境の改善について助言・指導を申し出たもの。
助言・指導の内容、結果	事業主に対し、職場の実態を調査・把握の上、いじめ・嫌がらせの実態が認められた場合は注意指導等を行い職場環境の改善を図よう口頭助言を実施したところ、本人と先輩労働者が顔を会わせないで仕事ができるよう配慮があり、職場環境の改善が図られたもの。

事例2：自己都合退職 (円満退職が実現)	
事案の概要	雇用期間の定めのないパート労働者が、事業主に対し退職したい旨申し出たところ、「人手が足りないし、次の人を募集しなければならぬ。辞めたら損害賠償を請求する。」と言われ退職を認めてくれなかったとして、退職できるよう助言・指導を申し出たもの。
助言・指導の内容、結果	事業主に対し、退職について労使でよく話し合ってはどうかと口頭助言を実施したところ、話し合いがもたれ、労働者が円満に退職することができた。

「あっせん」

事例1：いじめ・嫌がらせ (解決金 (3か月分賃金相当額) の支払)	
事案の概要	正社員として1年程勤務していたが、上司からのパワーハラスメント等が原因で退職に追い込まれたことから、会社に対し和解金の支払いを求めたもの。
あっせんの内容、結果	あっせん委員が当事者間の調整を図り、解決金として3か月分賃金相当額の支払いで合意解決した。
事例2：解雇 (解決金 (2か月分賃金相当額) の支払)	
事案の概要	1年間の有期労働契約で働いていたが、契約期間の途中で解雇されたことから、契約期間満了までの2か月分の賃金補償及び引越に要した費用の支払いを求めたもの。
あっせんの内容、結果	あっせん委員が当事者間の調整を図り、解決金として2か月分賃金相当額の支払いで合意解決した。

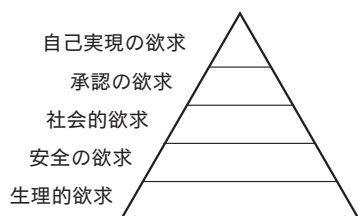
メンタルヘルスとコミュニケーション

⑥ 自分のことを知ろう～ 自己実現
今松 明子

誰でもいろいろな欲、欲求を持ちつつ生活をしています。仏教では「五欲（ごよく）」という言葉もあるそうですが、この人間の欲求をアメリカに心理学者マズローが「人間の欲求の五段階説」として著わしています。

五段階の構成は下層から上層に向かって、「**生理的欲求**」「**安全の欲求**」「**社会的欲求**」「**承認の欲求**」「**自己実現の欲求**」ですが、低下層の欲求が満たされると次の高次の階層の欲求を持つというものです。高次の階層に行こうとする気持ちはモチベーションにつながっていきます。ただ、人間は現状の段階にある欲求を満たせないと、それより上の欲求を感じることはないということになります。

一番低層「**生理的欲求**」は本能的な基本的なもの。例えば食べたいとか、寝たいという生きるために欠かせないものです。それが満たされるとその上に来る「**安全の欲求**」を求めます。「安全の欲求」は住む場所とか、生活していくのに必要なお金とか、自身の健康などに関する欲求です。同様にこれが満たされると三番目の「**社会的欲求**」とは集団に属すること、仲間を求める欲求をもつことになります。この欲求が満たされなければ孤独感や社会的不安を感じやすくなります。四段目の「**承認の欲求**」は他人から認められたいとか尊敬されたいと思う欲求です。ここまで一番下から四段目までの欲求は不足していたものを求めていくという『**欠乏欲求**』と呼ばれます。そして、一番上の「**自己実現の欲求**」はもつと自分の能力を引き出したい、存在意義や価値を求めるというもので『**成長の欲求**』と呼ばれます。ただ、真の自己実現とはつまり、自分の考えた理想の形に到達したというような結果を言っているのではなく、自分の可能性や潜在能力を発揮していこうとする、成長過程そのものだということです。そして、自己実現は、その変化や成長を通じて、社会性や他人の利益をも含んでいくと説明されています。



過日、就職の支援をお手伝いしている方とお話する機会がありました。その方は何年か前に定年を迎えられ、お子さんたちは既に独立し、経済的な問題もなく、悠々自適な日々を過ごせそうなのですが、その方は言います。毎日が日曜日は耐えられないと。

その時の支援の相手は安全の欲求をどうにかやっと満たしているという若い方でした。決して今の生活に満足しているようではありませんでした。しかし、生活にいつも不便を感じつつも自ら進んで変えていこうという意欲を持っているとは感じられませんでした。つまり、「社会的欲求」を求めているとは言い難い印象を持ちました。人間としての本能でもある社会的欲求さえ、求めることを拒絶された経験が、劣等感が強く、周囲の人々の言動に対して、過敏な反応を示すという特性となっているように思いました。加えて知性や理性が低く、支援をするとしてもモチベーションを上げることがたいへん困難さを伴うだろうことが容易に想像できました。

しかし、その人は一生懸命言葉を尽くして承認し、心から親身になり、社会へ繋いでやろうと必死です。その利害のない心は相手に伝わり、その人に心を開いている様子が伝わります。

この様子を俯瞰（ふかん）してみると、自己犠牲などではなく、相手をそのまま受容し、相手の利益を一生懸命支援しつつ、その一部が自分自身と重なっていくような感じなのではないかと思いました。まさに自己実現を体現しているのではないかと思います。この方のように、自分が本当にやりたいこと＝自己実現をきちんと意識しながら、少しずつでも日々の活動に入れ込んでいくことが重要なんだと感じた次第です。

過去に一度、高次元の欲求を満たした経験があれば、何らかの理由でそれが満たされなくなった時に心理的に大きな不満を持ち、口に出したり、行動に表したり、人とぶつかったり、挙句（あげく）の果てに心の健康を害することになっていくこともあるかもしれません。

私たちはいま、自己実現を求めようと思うと求めていくことができる社会で生活をしています。そこに向かう過程において失敗や嫌気がさすこともあるだろうと思います。そういう時こそ、次への展開へ準備をしようと思う心の余裕を持ちたいものです。理解をしてくれたり、共感してくれる人は重要です。そういう人との関係は相乗効果を生み出すかもしれません。自己実現はきっと充実感や満足感だけでなく、大きなしあわせの道だと思うのです。



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

7月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(有)外山商店	岩手町
盛岡	(有)鍛冶屋敷左官工業	岩手町
盛岡	瀬川モータース(有)	岩手町
盛岡	(同)湯沢農産センター	盛岡市
盛岡	(有)黒澤建設	盛岡市
宮古	(有)三陸パーツセンター	山田町
宮古	岩泉乳業(株)	岩泉町

支部名	事業所名	所在地
釜石	エクステック(株)	釜石市
花巻	(有)工務店おのの	奥州市
大船渡	(株)泰興商事	大船渡市
大船渡	TS労働安全コンサルタント事務所	大船渡市
二戸	(株)栗谷川建工	九戸村
二戸	(有)甲斐建設	軽米町

2016 岩手県 産業安全衛生大会

平成28年 9月28日(水) 開場12:00/開会13:30

都南文化会館・都南公民館 **キャラホール**

盛岡市永井24-10-1

参加費 1,500円 申込締切 9月9日(金)
お問い合わせ 基準協会本部・各支部
※駐車台数に限りがございますので、ご協力をお願いします

事例発表

ミドリ久慈衣料(株)

特別講演



横澤 利昌氏

ハリウッド大学院大学
学長補佐/教授

演題「長寿企業大国につぼん
～成長と持続の条件」

第75回

全国産業安全衛生大会

2016
in 仙台

受付中

大会テーマ **築こう未来へ安全と健康でつなぐ 復興の架け橋**

開催期間 平成28年 **10月19日(水)→10月21日(金)**

会場 **総合集会 10月19日 分科会 10月20日・21日**
仙台市体育館 仙台国際センター 他、仙台市内各会場

同時開催 **緑十字展2016** 会場：みやぎ産業交流センター(夢メッセみやぎ)



スペシャル
トーク

俳優・
ミュージシャン
中村雅俊

主催：中央労働災害防止協会 お問い合わせは当協会へ

死亡災害速報(7月)

■二戸署 建設業(鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業) 男(60歳代) 墜落、転落

2階建て建築物の解体工事において、脚立に上がり1階天井の筋交いを取り外し脚立をおりる際、脚立から転落した。

■二戸署 建設業(機械器具設置工事業) 男(20歳代) 激突

ボイラーの定期点検中、蒸気ドラム(直径1.6m、長さ7.2m)内の状況を確認するため、マンホール(直径38cm)を開放したところ、ドラム内部に吸い込まれ、ドラム内壁に激突した。

講習会のお知らせ 28年11月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習	有機溶剤作業主任者技能講習	11/7(月)～8(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	※10,800	1,944
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	10/27(木)～28(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	※10,800	1,944
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 技能講習	11/28(月)～30(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部	※16,200	2,160
		11/28(月)～29(火)・12/1(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部		
	玉掛け技能講習	10/3(月)～5(水)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部	※22,680 (一部免除者) ※25,020	1,645
		10/3(月)～5(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		10/19(水)～21(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		11/7(月)～9(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
		11/8(火)～10(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		11/8(火)～9(水)・11(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	9/12(月)～15(木)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部	29,160	1,620
		9/12(月)～15(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		9/16(金)～19(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		10/11(火)～14(金)	久慈市中央公民館他	40	二戸支部		
		10/17(月)～20(木)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		10/18(火)～21(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		10/18(火)・24(月)～26(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		11/14(月)～17(木)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	9/13(火)～15(木)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部	※29,160 (一部免除者) ※27,000	1,645
		9/13(火)～14(水)・16(金)	釜石職業訓練協会	20	釜石支部		
		9/14(水)～16(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		10/18(火)～20(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		10/18(火)～19(水)・21(金)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		10/24(月)～26(水)	岩手労働基準協会花巻支部	30	花巻支部		
	ガス溶接技能講習	10/14(金)～15(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部	9,720	864
		11/10(木)～11(金)	気仙教育会館他	40	大船渡支部		
		11/11(金)～12(土)	一関職業訓練協会	40	一関支部		
	高所作業車運転技能講習	10/3(月)～4(火)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	※34,560 (一部免除者) ※31,320	1,850
		10/3(月)・5(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		10/4(火)～5(水)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		10/4(火)・6(木)	気仙教育会館他	20	大船渡支部		
		10/24(月)～25(火)	岩手労働基準協会宮古支部他	20	締 切		
	安全衛生推進者養成講習	9/26(月)～27(火)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,640	1,296
		11/17(木)～18(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
特 別 教 育	アーク溶接等の業務特別教育	10/13(木)～14(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	※9,720 ※10,800	1,080
		11/11(金)～12(土)	岩手労働基準協会花巻支部他	60	花巻支部		
	小型車両系建設機械運転業務 特別教育	10/11(火)～12(水)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部	13,284 14,364	1,645
		10/24(月)～25(火)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		11/16(水)～17(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		11/28(月)～29(火)	岩手労働基準協会花巻支部	20	花巻支部		
	粉じん作業特別教育	9/14(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	※4,860 ※5,940	648
	クレーン運転業務特別教育	9/20(火)～21(水)	岩手労働基準協会花巻支部	60	花巻支部	8,640 9,720	1,645
		9/27(火)～28(水)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		10/7(金)～8(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
		11/1(火)～2(水)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
		11/16(水)～17(木)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		11/18(金)～19(土)	一関職業訓練協会	20	一関支部		
	自由研削と石の取替え等の業務 特別教育	10/20(木)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	5,400 6,480	1,188
		10/22(土)	アイ・ドーム	40	一関支部		
		10/28(金)	岩手労働基準協会花巻支部	40	花巻支部		
		11/14(月)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	産業用ロボットの教示・検査等の業務 特別教育(学科課程)	10/18(火)～19(水)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,880 12,960	1,944
	巻上げ機の運転業務に係る特別教育	10/25(火)～26(水)	気仙教育会館他	40	大船渡支部	※11,880 ※15,012	1,030
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	11/29(火)	アイ・ドーム	60	一関支部	※7,560 ※8,640	648
	ダイオキシン類ばく露防止特別教育	11/15(火)	岩手労働基準協会研修センター	80	本 部	※4,860 ※5,940	864

区分	講習名	実施日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
そ の 他	職長教育	9/26(月)～27(火)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部	11,880 12,960	864
		10/25(火)～26(水)	アイ・ドーム	50	一関支部		
		11/1(火)～2(水)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
		11/24(木)～25(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部		
	職長・安全衛生責任者	9/15(木)～16(金)	気仙教育会館	40	大船渡支部	11,880 12,960	1,512
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	10/13(木)	気仙教育会館	40	大船渡支部	※7,560 ※8,640	1,620
	有機溶剤作業従事者安全衛生教育	11/17(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部	※6,264 ※7,344	864
	化学物質のための リスクアセスメントセミナー	10/31(月)	岩手労働基準協会研修センター	50	本 部	※4,860 ※5,940	864
		11/21(月)		50			
	第1種衛生管理者試験準備講習	10/6(木)～7(金) 及び 10/11(火)～12(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	※14,040 ※16,200	6,696
	衛生管理者能力向上教育(定期)	10/20(木)～21(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本 部	※11,880 ※14,040	2,484 しおり 648

4月より受講料が変更となります。 ※印を付けた受講料が変更となっております。

※ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。定員の確認等は、開催支部へ直接お問合せください。

■ 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。

■ 受講料・テキスト代は消費税8%込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。

■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

「化学物質のためのリスクアセスメントセミナー」を開催します

平成28年6月1日に施行される改正労働安全衛生法では、「化学物質についてのリスクアセスメントの実施」が義務付けられます。今回の法改正では、規模や業種にかかわらず、安全データシート(SDS)の交付義務のある640物質を製造し、または取り扱うすべての事業者が対象とされています。

当協会では、標記セミナーを開催しますので、管理者並びに安全衛生担当者、リスクアセスメント実施担当者をはじめ多数の皆さまにご参加いただきますようご案内申し上げます。(詳細については、HPをご確認願います。)

1. 日 時 ① 平成28年10月31日(月) 13:30～16:30(受付13:00より)
② 平成28年11月21日(月) 13:30～16:30(受付13:00より)
2. 場 所 「岩手労働基準協会研修センター2F」 盛岡市北飯岡1丁目10-25
3. 対 象 者 リスクアセスメント担当者(管理者等)
4. カリキュラム

時 間	テーマ	講師等
13:30～13:35	オリエンテーション	事務局
13:35～16:30	主な内容 (1) 化学物質とリスクアセスメント (2) SDSの内容 (3) 化学物質リスクアセスメントの進め方 (4) コントロール・バンディング (5) その他	労働衛生コンサルタント
16:30～	修了証交付	事務局

5. 申込締切日 ①10月11日(火) 及び ②11月2日(火) ただし定員50名になり次第締切らせていただきます。

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-29-4800	0198-29-4801	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズイベント

今年の全国労働衛生週間は10月1日～7日までとなっています。
今年度のスローガンは「健康職場 つくる まもるは みんなが主役」として展開されます。9月は全国労働衛生週間準備月間です。職場の改善、健康管理に取り組みましょう。
今年の全国労働衛生週間は昭和25年の第1回実施以来、何回目でしょうか？

- ① 46
- ② 67
- ③ 58

ヒント 本誌2ページに関連記事

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●8月号の正解

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
平成28年9月20日（火）消印有効
☎020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25
（公財）岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-681-1018
eメール honbu@iwateroukikyo.com
応募者の中から抽選で5名様に図書カード（500円券）をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
②



2016岩手県産業安全衛生大会

岩手労働災害防止団体連絡協議会（構成12団体・事務局岩手労働基準協会）の主催により開催され、県内事業所から多数の参加をいただいております。「誰もが安心して健康に働くことができる社会」の実現に向け、労働災害防止の事例発表、特別講演のほか、安全衛生に積極的に取り組まれている事業場・個人を表彰しております。その後、恒例のお楽しみ抽選会が行われ、会場全体が和やかなムードに包まれます。

多数の参加をお願いいたします。

期日 平成28年9月28日（水）

開場12時 開会1時30分

場所 都南文化会館キャラホール

詳しくは9ページ参照

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

民主主義チューインガムの味がする

日本の民主主義は終戦により、駐留軍によってもたらされたところが大きい。アメリカと直接言わずに「チューインガム」と例えたところが巧みである。

（岩手県川柳大会＜岩手日報社賞＞佐々木七草作品より）

岩手の死亡災害（7月末）

製 造 業	2	(1)
鉱 業	0	(0)
建 設 業	6	(5)
運 輸 交 通 業	1	(2)
林 業	3	(0)
商 業	1	(1)
そ の 他	1	(1)

累 計 14 (10)
() 内は前年同期

編集後記

9月1日は防災の日。1923年（大正12年）9月1日11時58分に発生した関東大震災の死者行方不明者14万人以上とされる惨事を教訓として、防災意識を高めるために政府が1960年（昭和35年）に制定し、全国で防災訓練が行われます。

岩手でも2011年（平成23年）3月11日東日本大震災が発生し、多くの犠牲者がでたことは忘れえぬ出来事です。今年の4月の熊本地震でも多くの犠牲者が出ております。災害はいつ、どこで起きるかわかりま

せん。災害からの被害を軽減するためには、東日本大震災を始めとする大規模地震・津波災害やこれまでに発生した水害・土砂災害、火山災害、雪害等からの得られた教訓を的確に活かし、平素より被害軽減に対する備えを充実強化するとともに、災害時に迅速かつ適切な防災活動を行い、被災後の円滑な復旧・復興を可能としていくことが重要となります。あの時を忘れずに備えをしていきましょう。

発 行 平成28年9月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発 行 所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
☎020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 戸 澤 勝 弘